N E W S from MIYAGI PREFECTURAL ARCHIVES

# 宮城県公文書館だより

第 38 号

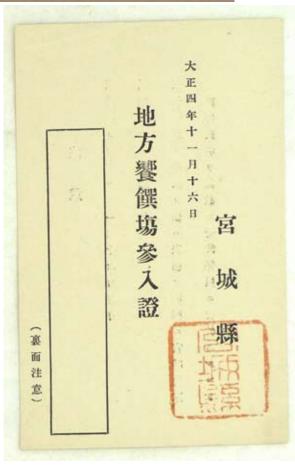


大正 4 年 (1915) に宮城県旧県庁舎で即位の儀に関連して行われた晩餐会の写真です。

天井から「萬歳」という旗が吊り下げられているのが分かります。

(「大礼記録、-3、地方晩餐に 関スル報告、大礼記録編纂ノ件」 【T4-63】

企画展のご案内 知っ得!情報



上記の即位の儀に関連 して行われた晩餐会の 参入証です。

裏面には日程、会場の ほか官職、位階勲等、 を含めた名前を記載し てから受付に出すよう 指示が記載されていま す。

「大礼関係 -3」【T4 -62】

詳しくは 4 ページをご 覧下さい。

# 公文書レポート①

# 改元について~明治大正を中心に~

専門調査員 佐々木 結恵

## 新たな時代「令和」へ

平成31年(2019)4月30日に「平成」が幕を閉じ、5月1日に新たな時代「令和」が幕を開けました。様々なメディアでは譲位により改元される、いわゆる生前退位は約200年振りであると報道されていました。最後に譲位を行ったのは、安永9年(1780)に即位し、文化14年(1817)に退位した光格天皇でした。202年振りという歴史的な年に改めて元号について、当館に所蔵されている明治・大正時代を中心に、改元の様子が分かる公文書をみていきましょう。

## 1元号とは

歴史的に見れば、元号は必ずしも天皇一代につき一つとは定められていませんでした。 端祥 (吉兆) や災害などにより天皇一代で複数回、改元が行われていたこともあります。 天皇一代につき元号が一つと定められたのは、「慶応」から「明治」へと改元される際に確立しました。ここから天皇一代につき一つという一世一元の制が始まります。明治 22年(1889)に定められた皇室典範や、明治 42年(1909)に公布された登極令に元号に関する規定があり、これらが法的根拠となっていました。

#### ~皇室典範~

第十二条 践祚ノ後元号ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メルコト明治元年ノ定制ニ従ウ ~登極令~

第二条 天皇践祚ノ後ハ直ニ元号ヲ改ム元号ハ枢密顧問ニ詔詢シタル後之ヲ勅定ス

第三条 元号ハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス

(国立公文書館デジタルアーカイブより抜粋)

明治は45年(1912)まで続き、新たな時代へと移り変わります。

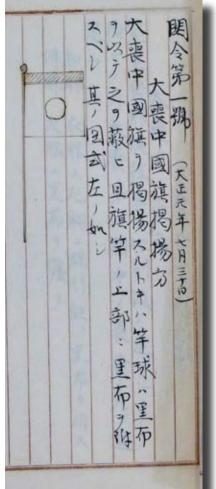
「明治」が幕を閉じたのは明治 45 年(1912)7月 30 日でした。この日の午前 0 時 43 分に明治天皇が崩御されました。「御大喪関係書類,明治 45 ~大正元年 第三課」【T1 - 75】には、明治天皇が崩御されたことを伝える電報が綴られています。国から県、そして県から各市町村へと送られた電報の一部です。この電報は文部大臣から宮城県知事宛に出され、電報には「テンノウへイカホウギョアソバサレタルニツキホツテナニブンノツウダツアルマデトリアエズコウシリツガクコウヨウチエントヨシカンオヨビコウシエウカイトウノジユゲウヲキユウシセシムベシ」と記載されています。電報はカタカナと一部の記号に限られていたため、一見すると暗号のように見えます。漢字を入れると「天皇陛下、

崩御あそばされたるに付き、追って何分の通達あるまで取り敢えず公私立学校、幼稚園、図書館及び講習会等の授業を休止せしむべし」と伝えられています。明治天皇が崩御されたため、各学校等の授業や講習会を休止していたことが分かります。

「郡役所引継文書 諒闇 (明治 45年)」【T1 - 132】の宮城県知事から登米郡長へと送られた電報では、「テンワウヘイカコンコゼン・ジ四三フンホウギョアラセラレウルムネコクジヲハツセラル〇コウタイシデンカタダチニセンソンシキトギヨシキヲヲコナハセラル〇キンシンアイトウノセイイヲヘウシタテマツルへシ」と記載されており、明治天皇が午前 0 時 43 分崩御されたことを告示する旨と、すぐに次の天皇へ継承する践祚渡御式をとり行うことが伝えられています。この電報で伝えられたように、天皇不在期間をなくすため、明治天皇が崩御された日である7月



「諒闇 (明治 4 5 年)」【T1 - 132】



30日に践祚御渡式が速やかに執り行われ、大正時代が始まりました(「大礼関係官報」【T4 - 68】)。践祚とは天皇の即位を継承することを表します。即位継承するためには三種の神器である、「八咫鏡」・「八尺瓊勾玉」・「大叢雲剣(草薙剣)」を先帝から引き継ぐことで継承されます。この一連の儀式を践祚の儀と言い、今年の5月1日に執り行われた「剣璽等承継の儀」も同様の儀式を示します。

大正時代が始まると、先ほどの電報にあった「キンシンアイトウ(謹慎哀悼)」の意を表す遙拝式などが各地で執り行われました。国旗の掲揚の仕方や服装なども定められており国民全員で喪に服しました。

国旗掲揚方法 竿玉は黒い布で被い、国旗の上部には黒い布を付けることで喪に服した。

登米郡 諒闇 大正 2 ~ 3 年」【T3 - 65】

#### 2 大正の大礼

大礼(大典)とは天皇の即位に関係する一連の儀式のことを表します。明治天皇が崩御した年から4年後の大正4年(1915)11月に、大正天皇が京都で即位の儀を執り行われました。即位の儀に合わせて様々な取り組みが各地で行われ、宮城県でも即位の儀に合わせ大礼記念事業を行っていました。宮城県全体で即位を祝っていたことが公文書の中から読み取ることができます。「大礼関係-3」【T4-63】には「御大典奉祝のため仙台各町は多の人夫を指揮し盛んに装飾準備中なるを以て満都旗と燈火を以つて美化盛装するも今明日頃よりなるべく仙台市電気部にては七日より二十日まで停車場前に幅一間長さ十間位の奉祝門を建て頂点に桐葉を配した菊花状の白熱電燈六個を点じ日章旗と萬歳旗を交叉する」と記載されています。



一間は6尺、1尺は約30cmですので、おおよそ幅180cm・長さ18mの門を建てていたことがわかります。「同停車場前互親会にては六日より十八日まで各軒頭に正月よの神々しき門松を建てる事に決定」と続けて記載されています。また正月飾りだけでなく、宮城県ならではの飾り付け、七夕飾りも一緒に装飾し景観から盛り上げて即位の儀に備えていました。

国旗と七五三縄、笹竹が飾られている。「大礼関係-3」【T4 - 63】 (「亀鶴録」より古川町各戸奉祝光景の一班・七日町ヨリ横町を望ム)

日付	場所	装飾
11月8日~17日	大町1丁目~4丁目芭蕉辻まで	松竹に七五三縄、奉祝提灯
11月8日~17日	大町5丁目新丁	杉木に七五三縄、提灯
11月9日~17日	国分町7番地~12番地	笹竹に七五三縄
11月9日~17日	南町	三間ごとに丸太を建て笹竹に七五三縄、三カ所に大国旗を交差
11月8日~18日	南材木町	三間ごとに丸太を建て笹竹に七五三縄、三カ所に大国旗を交差
11月8日~17日	南鍛冶町(荒町境〜殻丁まで)	笹竹に七五三縄、坂下中程に大国旗を交差
11月8日~17日	成田町茶畑通り	東面に幅4尺高さ1丈2尺の大緑門
11月10日~16日	連坊小路1丁目3丁目	二カ所に大国旗を交差、各戸に笹竹に七五三縄、提灯

飾り付けだけでなく、大正4年(1915)11月10日の即位の日には高齢者に対し木杯・ 肴料を授与する養老の典儀が開催され、桜ヶ岡公園では大典奉祝大会、各学校では奉祝式・ 拝賀祝が行われました。国歌を斉唱し御真影に対し最敬礼、万歳三唱をし、京都から離れ た宮城の地でも祝いました(「大礼関係-2」【T4-62】)。同年11月16日には高等官 や有爵者、町村長などを中心に旧県庁舎で男子は燕尾服に黒高帽、女子は中礼服や袿袴を 着用した晩餐会(本紙巻頭写真)、小学校では記念連合大運動会、記念植樹、通俗図書館 設置など多くの記念事業を開催していました。





左:御大典奉祝連合運動会挙行要目 「御大礼関係書類 教育課」【T4 - 65】

右:大正4年(1915) 11月10日即位の日に行われた養老の典儀で高齢者に授与された木杯・肴料

「大礼関係 -3」【T4 - 63】(「亀鶴録」より高齢者に賜りたる盃及酒肴料)

## 大正大典記念事業 一覧

拝賀奉祝・奉祝提灯行列・記念運動会・奉賀会・記念講演会・御大典記念文芸会・奉祝旗 行列・奉祝自転車仮装行列・理大奉祝園遊会・記念校銘制定・音楽会御大典奉祝・謡会発 会式・記念奉安所(御真影奉安所)・奉祝学芸会・各神社にて大嘗祭

「大礼関係 -3」【T4 - 6】より

## 3 大正そして昭和へ

大正、昭和へと時代は続きます。昭和天皇も大正天皇と同様に昭和3年(1928)に即位の儀を執り行いました。しかし一世一元の制については、終戦を機に大きな変化が訪れます。

戦後の昭和 21 年(1947)11 月 3 日に公布された日本国憲法には一世一元の制については定めがなく、皇室典範からも元号に関する条項が削除され、登極令も廃止されたことから元号は法的根拠を失った状態になりました。「昭和」は慣習として使われ続けましたが、以後元号について法制化を求める動きが起こる一方で、元号の廃止を求める動きもありました。こうした中、政府は昭和 49 年(1974)12 月に「年号制度・国旗・国歌に関する世論調査」、昭和 51 年(1976)8 月及び昭和 52 年(1977)8 月に「元号に関する世論調査」の計 3 回「元号に関する国民の意識を調査して今後の参考にする」として世論調査を実施しています。世論調査では、元号制度があった方がよいと答えたのは 77%~80%でした(所功『年号の歴史』、雄山閣出版、1989 年)。

この後、昭和54年(1979)2月に内閣が国会に元号法案を提出、審議され同年6月に可決、 成立しました。このことにより、元号は法律に基づく制度となりました。

~元号法(昭和54年法律第43号)~

- 一 元号は、政令で定める。
- 二 元号は、皇位の継承があった場合に限り改める。

昭和は64年(1989)まで続き平成元年(1989)1月8日より「平成」へ、そして「令和」へと引き継がれていきました。

今年の5月1日に行われた「剣璽等承継の儀」に続き10月22日には、国内外に即位したことを告げる「即位礼正殿の儀」や「祝賀御列の儀」(パレード)等が執り行われる予定です。

新しい時代「令和」を機に公文書を通して、歴史に思いを巡らせてみてはいかがでしょうか。是非公文書館で閲覧してみてくだい。



当館には大正の大礼関係記録が多く残っています。

「大礼関係」【T4 - 61】【T4 - 62】【T4 - 64】は表紙をみて分かるように参之壱、参之弐、参之参と分冊の公文書です。

「大礼関係」【T4 - 61】

「大礼関係」【T4 - 62】

「大礼関係」【T4 - 64】

# 公文書レポート②

専門調査員 熊坂 大佑

「御真影」とは明治以降の天皇や皇后など皇族の肖像写真を指し、今日では見かけませんが、明治初期から全国の府県庁をはじめとした行政機関や陸軍の各師団本部などの軍事施設に広く交付されていました。また、明治7年(1874)6月には東京開成学校(現在の東京大学)に御真影が交付されましたが、これは学校への交付としては初めての事例とされます(佐藤秀夫編『続・現代史資料8 教育 御真影と教育勅語 I 』みすず書房、1994年)。それ以降、全国の官公立の小学校から大学の諸学校には必ずといっていいほどに御真影が交付されました。

宮城県内にある官公立の諸学校にも当然、御真影が交付されました。宮城県公文書館では「御真影」に関する資料を約74冊収蔵しており、その内訳は明治期(明治31年以後)と大正期がそれぞれ13冊、昭和期(昭和22年以前)が48冊となっています。

ここでは、明治期と昭和期の資料に焦点を当てて、明治期に学校側は御真影をどのように取り扱い、保管し、また災害によって失われたときには事後どのように対応したのか、さらに太平洋戦争の敗戦という大きな節目を迎えて御真影をどのように取り扱ったのかを見ていきます。

#### 1 御真影を保管する苦労

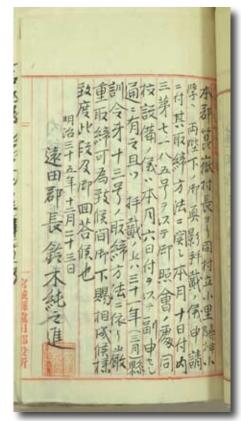
# (1)「奉置」に関する規定と職務

戦前において天皇の身体が"玉体"として敬われていたように、御真影はその"分身"としてそれぞれの学校で厳重に取り扱いの上、保管されていました。遠田郡長が同郡「箟獄村」(箟岳村、現在の涌谷町の一部)の尋常高等小学校への御真影の交付を申請した事例では、明治35年(1902)12月、同郡長は宮城県からの問い合わせに対して明治31年(1898)3月制定の「県訓令第十三号ノ取締方法二依り厳重取締」をすると回答しています(「御影及謄本 自明治26年至43年」【M43-95】)。その「県訓令第十三号」とは、次の3条からなるものでした。

御影〔御真影〕奉置二関スル取締方法

第一条 御影ヲ奉置スル郡市町村立学校ニ於テ職員 ヲシテ宿直ヲナサシムヘシ

特別ノ事情アリテ前項二依リ難キモノアルトキハ別ニ相当ノ取締方法ヲ設ケ事情ヲ具シテ郡市長ハ



**遠田郡長の宮城県内務部長宛回 答書**(「御影及謄本 自明治 26 年至 43 年」【M43 — 95】)

知事町村長ハ郡長ノ許可ヲ受クヘシ

第二条 御影奉置所二八窓戸二鎖鑰〔錠と鍵〕ヲ施シ取締ヲ厳重ニスヘシ

第三条 天災事変等ニ対シアメ奉安ノ方法ヲ設ケ置クヘシ

『宮城県報』第296号、明治31年3月22日付

(「宮城県公報 リール No.4 明治 31 年度」【M31 - 2003】 所収)

第1条の「宿直」は、御真影を火災や盗難から守るために生まれた職務で、全国的にも同様の職務が設けられます(小野雅章「学校下付「御真影」の普及過程とその初期「奉護」の形態」、『教育学雑誌』第24号、日本大学教育学会、1990年)。仙台では、この宿直という職務に関連して悲劇的な事故が発生しましたが、このことについては次の章で紹介します。

## (2)交付の手続きと「実地視察」

学校が御真影の交付を申請するにあたっては、宮城県から交付の適否に関する慎重な審査を受けた上で、必要に応じて「実地視察」を受けることがありました。

明治38年(1905)6月、名取郡長が柳生尋常小学校(明治41年に中田尋常高等小学校と合併し柳生分教場、昭和40年に廃校)への御真影の交付を申請しました(【M43-95】)。これに対して宮城県は、①「御影室」(保管場所)や「宿直室」の位置を示した校舎の略図、②保管する設備の図面と構造、などを問い合わせましたが、翌7月、名取郡長は①御真影は錠をつけた「奉遷箱」に納める、②「奉安所」(保管場所)は次年度に新設するため当面の間仮設とするなどとした回答書に校舎や保管場所の図面を添えて県に提出しました。しかし県は、そのような保管方法では「少シク簡単二失シ候嫌有之」とした上で、「清浄ニシテ別区画ヲ施シタル所ニ奉安所ヲ取設候方適当ノ処置ト認候」とした連の書で、「御舎」「宮殿を敬っていう語。「御殿」とも書く〕ヲ以テ再考」するよう指導しました。これを受けて名取郡は同年11月、予算の都合により直ちに施設を整備することは困難であるとして事務室の一区画を「奉安所」とすると回答しました。この後も、県からは「奉安所」の詳細な構造についての問い合わせがあり、県としてはおおむね妥当と認められるものの「実地視察」をした上で交付の適否を回答するとしました。

明治 39 年(1906)4 月、宮城県視学(戦前に学校の視察、教員の監督や指導を行った行政官)が作成した復命書には、同月 19 日に実施した「実地視察」の報告書が添えられており、そこには①保管場所などの概要、②評価と改善点、そして③意見などが書かれています。①に関する記述によると、「奉安所」として教員室の一角に専用の棚を設け、そこに木目が美しく反りのすくない柾目の杉材と水に強い「朴木」で造った「額仕立折畳」式の「内箱」、これを収める「中匣」(「匣」は小箱の意)、さらにこれらを収める「外箱」という「三重ノ箱」の構造をした「蔵置函」を置いて、御真影を保管する予定でした。しかし、②の記述では棚に外囲いを設けておらず御真影を「簡単二失スルノ嫌アル」ため、棚の「前面及一側面ヲ板張リニシ前面ヲ開キ戸又ハ引違戸トシ猶塵埃〔ちり、ほこりのこと〕ノ侵入ヲ防ク為メ目張リヲ施ス」よう学校側に指示したとあり、③には改善点が改められれば交付は妥当であると記しています。

このケースでは、柳生尋常小学校が明治31年(1898)に高館尋常小学校から2学級

で分離、独立したばかりであって小規模であったことから保管設備が充分に整っておらず、再三にわたる県からの問い合わせと「実地視察」につながったと考えられます。

## 2 御真影の被災

厳重に保管されていた御真影も火災による焼失や洪水による流出などといった災害に見舞われました。とくに、火災時には尊い命が失われることもあったのです。

明治40年(1907)1月24日未明、宮城県立仙台第一中学校(現在の宮城県仙台第一高等学校)校舎が火災により焼失しました(『宮城県史11 教育』、1959年)。このとき、校舎内で保管していた御真影も焼失するおそれがあったため、当時、宿直していた教職員が御真影を外に持ち出そうとしましたが、逃げ遅れて焼死する事態となりました。

このような教職員が殉職する事例は全国的に散見されることなのですが、この仙台のケースで注目すべきは、教職員だけでなく生徒も危うく命を落とすかもしれなかったということです。火災 2 日後の 1 月 26 日に宮城県は、火災現場の調査に訪れた文部省の技師へ留正道に事故状況を報告しましたが、その際に提出した「顛末書」には学校の近所に住んでいた生徒が「御真影ノ御安否気遣ハシク」思って燃えさかる校舎に入ったものの、煙に襲われ「呼吸困難殆ント窒息」状態になったことから引き返して命からがら脱出したことが記録されています(「仙台第一中学校焼失関係書」、「文部省関係秘事書類明治 38~40年学務課」【M40-34】所収)。なお、御真影はこの火災で焼失しました。

その後、文部省は防火などの観点から御真影の保管場所を校舎内から校庭などの校舎外へ移し、また、耐火性のあるコンクリート造の奉安殿で保管することを奨励します。しかし、これが新たな問題を引き起こすのでした。



**左図:「仙台第一中学校焼失関係書」**(「文部省関係秘事書類 明治 38 ~ 40 年 学務課」 【M40 — 34】)

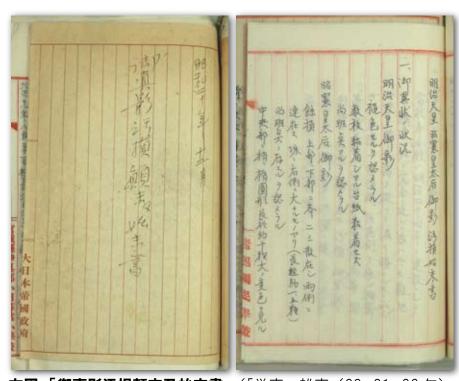
右図:「顛末書」の一部(【M40 - 34】)

#### 3 御真影の"戦後"

昭和20年(1945)8月、太平洋戦争の日本の敗戦によって天皇の"分身"である御真影は大きな転機を迎えます。戦後、政府は御真影に写った軍装の天皇が軍国主義の象徴とみられることをおそれ、さっそく御真影を回収することにしました。文部省は同年12月20日付の通達で各地方長官に対し御真影の返還などを求めました。この通達を受けた各都道府県は、同年12月25日頃に学校をはじめとした関係機関に御真影の返還を指示し、昭和20年末から翌21年(1946)初めの間に回収は完了したとされています(小野前掲書)。

宮城県では、御真影に汚損などの「事故」があった場合にはそのことを詳細に記載した「始末書」の提出を学校側に求めました。「御真影汚損顛末及始末書」(「学事 雑事(20・21・22年)」【S22 - 1】)には、昭和20年12月27日から翌21年1月11日までの間に県内1市14郡合わせて22の国民学校から提出された「始末書」が綴られています。それらを日付別に整理すると一番多いのが昭和20年12月28日付の8校、次いで同月31日付の5校、同月27日付の4校となっており、前段の全国的な動きとほぼ一致していることがわかります。つぎに、汚損理由をみてみると、全34例(複数回答)のうち虫害が15例、斑点が7例、変色・褪色が4例、写真と台紙などとの切断が3例、損傷が2例、写真と台紙または表面のフィルムなどとの剥離が2例、カビが1例となっています。先述のとおり、文部省は奉安殿での御真影の保管を奨励しましたが、奉安殿は屋外のため虫害を完全に防ぐことは困難でした。また、コンクリート造のためにどうしても室内に湿気がたまることから学校側は通気口を設けて換気したり、除湿剤を用いて除湿したりするなどの対策をとりましたが、それでも斑点やカビの発生を完全に防ぐことは難しかったようです。

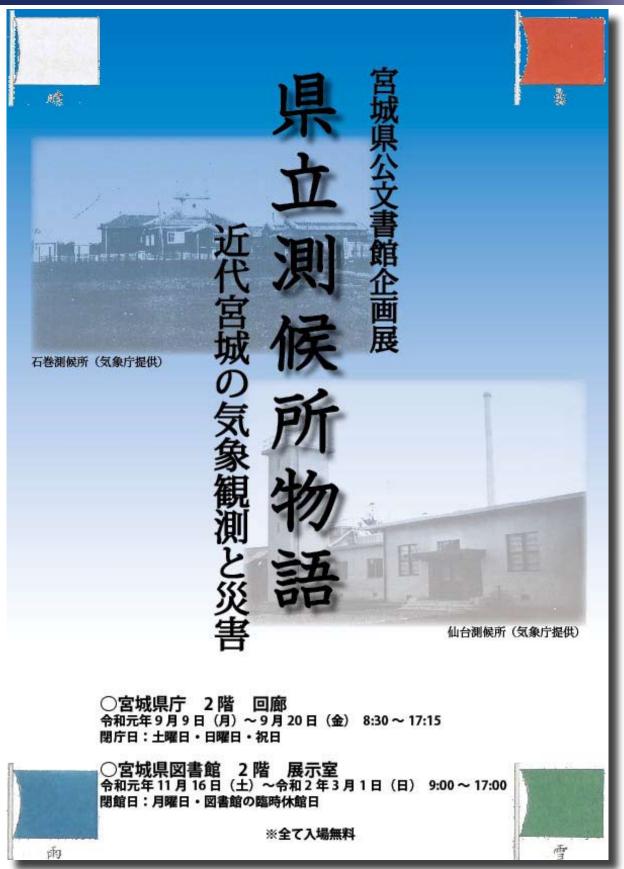
このような報告をした 上で諸学校から一斉に返 還された御真影は、昭和 21年(1946)2月まで に回収した各都道府県が 「奉焼」(焼却処分)した とされ、当初は新たに御 真影を交付する予定でし たが、学校に関しては再 び全国的に交付されるこ とはありませんでした。



**左図:「御真影汚損顛末及始末書」**(「学事 雑事 (20·21·22 年)」 (【S22 - 1】)

右図:「始末書」の例(【S22 - 1】)

# 企画展のご案内



私たちの暮らしに身近な気象予報。今は気象庁や民間気象会社が気象観測や予報を行っていますが、かつて県の測候所が観測や予報を行った時代がありました。展示では、当館所蔵の公文書を用いて県立測候所の歴史と活動について紹介します。

# 知つ得!情報

# ◆個人情報を記載した公文書館資料の閲覧について◆

公文書館に所蔵されている資料のうち、個人情報の記載があるものは、一定期間、閲覧などが制限されていますが、平成30年4月1日から、個人情報のご本人などに限り、利用制限期間内でも閲覧できるようになりました。

閲覧には、本人確認ができる書類(運転免許証など)の提示が必要です。 ※詳しくは、事前にお問い合わせ下さい。

# ◆ デジタルデータの頒布 ◆

絵図面のデジタル画像データの頒布を行っております。 CD-R 焼付のみでの頒布となります(1 枚につき 5 点まで 1 枚 40 円)。 平成 31 年(2019) 4 月 25 日から利用可能なデータが 50 件分増えて、 1,286 件になりました。ふるってご活用下さい。



桃生郡釜谷浜ヨリ海岸迄・本吉郡追波浜ヨリ海岸迄縮図 【V―1090】

宮城県公文書館だより 第38号 令和元年(2019)10月11日 発行

編集・発行 宮城県公文書館

〒 981-3205 宮城県仙台市泉区紫山 1-1-1 電話 022 (341) 3231 Fax 022 (341) 3233 e-mail koubun@pref.miyagi.lg.jp http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koubun/

